ポジション移管制度の見直しに係る CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

CDS清算業務において、同一グループ企業間(清算参加者と清算委託者)でのポジション移管を可能とし、制度利用者の必要担保を効率化するため、CDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ. 改正概要

- 1. ポジション移管制度の見直し
- (1) 清算委託者の清算委託取引に係る移管

(備 考)

CDS清算業務に関する 業務方法書(以下「業務 方法書」という。)第58 条の2、第58条の3等

- (2) 清算参加者の清算約定(自己分)に係る移管
 - ・ 清算参加者の清算約定(自己分)について清算委託者へ移管することを可能とする。

業務方法書第58条の 4、第58条の5等

- (3) ポジション移管手数料
 - ・ポジション移管手数料を設定する。

CDS清算業務に係る手数料に関する規則第2 条、第4条の3等

- 2. その他
 - ・その他、所要の改正を行うものとする。

Ⅲ. 施行日

2017年6月5日から施行する。

以上

別紙

CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

		(ページ)
1.	CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2.	CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	9
3.	CDS清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	1 2

新

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語 は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 及びISDAクレジットデリバティブ定義集に おいて使用される用語の例によるほか、次の各 号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。

(1) (略)

- (1) の2 「移管」とは、次に掲げるいずれ (新設) かのことをいう。
 - a 第58条の3第3項の規定により、移管 元清算委託者(第58条の2第1項に規定 する移管元清算委託者をいう。以下本号に おいて同じ。) 及び受託清算参加者の間の 清算委託取引を終了させこれに基づく債権 債務を将来に向かって消滅させること。
- b 第58条の3第4項の規定により、移管 元清算委託者及び受託清算参加者の間の清 算委託取引を終了させこれに基づく債権債 務を将来に向かって消滅させると同時に、 移管先清算委託者 (第58条の2第1項に 規定する移管先清算委託者をいう。以下本 号において同じ。)及び当該受託清算参加 者の間に当該清算委託取引と同一内容の新 たな法律関係を成立させること。
- c 第58条の5第3項の規定により、受託 清算参加者及び移管先清算委託者の間に当 社及び受託清算参加者の間の清算約定(自 己分) と同一の経済的効果を有する新たな 法律関係を成立させること。

(1) の3 (略)

(1)の4 (略)

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語 は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 及びISDAクレジットデリバティブ定義集に おいて使用される用語の例によるほか、次の各 号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。

(1) (略)

 $(1) \mathcal{O} 2$ (略)

 $(1) \mathcal{O} 3$ (略) (1) の 5 (略) (2) ~ (68) (略) 2 ~ 4 (略)

(削る)

(1) の4 (略)

 $(2) \sim (68)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(清算委託者の清算委託取引の移管)

- 第47条 清算委託者(以下「移管元清算委託者」 という。)は、受託清算参加者を経由して清算 委託取引の移管(移管元清算委託者及び当該受 託清算参加者の間の清算委託取引を第4項の定 めるところにより将来に向かって消滅させると 同時に、他の清算委託者(以下「移管先清算委 託者」という。)及び当該受託清算参加者の間 に当該清算委託取引と同一内容の新たな清算委 託取引を成立させることをいう。以下本条にお いて同じ。) に関する当社所定の申請書(移管 元清算委託者、清算委託取引の移管を受ける他 の清算委託者及び受託清算参加者が、移管に合 意することが記載されていることを要する。以 下「移管申請書」という。) を当社に交付し、 それに対する当社の承認を受けることにより、 清算委託取引を移管先清算委託者に移管するこ とができる。
- 2 受託清算参加者は、清算委託者から移管申請 書の交付を受けた場合には、当社に対して当該 移管申請書を当社が定める時限までに提出しな ければならない。
- 3 清算委託取引の移管は、当社が定める時刻(以下「移管実行時」という。) に行われるものとする。
- 4 移管の対象となった移管元清算委託者及び受 託清算参加者間の清算委託取引は、移管実行時 において将来に向かって消滅するものとし、同 時に、移管先清算委託者及び受託清算参加者間 において、当該清算委託取引と同一内容の法律 関係が発生するものとする。
- |5 清算委託取引の移管に伴う移管元清算委託

者、移管先清算委託者及び受託清算参加者の間 の債権債務の清算は、これらの者の間において その合意に従って行う。

6 第4項の規定により発生する移管先清算委託 者及び受託清算参加者間の清算委託取引は、移 管先清算委託者の受託清算参加者に対する有価 証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委 託取引とみなす。

第4節 清算約定(委託分)の移管等

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み等)

第58条の2 清算委託者(受託清算参加者と同(新設) 一の企業集団に含まれる者であって、清算受託 契約に規定する期限の利益喪失事由が発生して いない者に限る。以下本条及び次条において「移 管元清算委託者」という。)は、受託清算参加 者との間で成立している清算委託取引の全部又 は一部について、本条及び次条に規定するとこ ろにより、受託清算参加者を同一とする他の清 算委託者(受託清算参加者と同一の企業集団に 含まれる者に限る。以下「移管先清算委託者」 という。) 又は当該受託清算参加者に対し移管 することができる。

- 2 移管元清算委託者は、前項の規定により清算 委託取引を移管する場合には、あらかじめ、受 託清算参加者(移管先清算委託者に対して移管 する場合には当該移管先清算委託者を含む。以 下本条において同じ。) に対して当該移管の申 込みをし、当該受託清算参加者の承諾を得るも のとする。
- 3 移管元清算委託者及び受託清算参加者は、前 項の承諾が行われた場合には、当社に対し、当 社が定める方法により移管の申込みをするもの とする。
- 4 移管元清算委託者及び受託清算参加者は、前

(新設)

項の規定による移管の申込みについて、次条第 1項の規定により当社が承諾するまでの間にお いて、当社が定める方法により、移管の申込み を撤回することができる。

(清算委託者の清算委託取引の移管の成立)

- 第58条の3 当社は、前条第3項の規定により (新設) 行われた移管の申込みを受領した場合におい て、移管元清算委託者及び受託清算参加者(移 管先清算委託者に対して移管する場合には当該 移管先清算委託者を含む。) が移管に合意して いること並びに移管元清算委託者及び受託清算 参加者の間に清算委託取引が成立していること を確認し、移管後の当該受託清算参加者のポジ ション保有状況に問題がないと認められるとき は、当該清算委託取引に係る移管の申込みを承 諾することとする。
- 2 清算委託取引の移管は、前項の規定により移 管の申込みを当社が承諾したものについて、当 該承諾の時点で成立するものとする。
- |3 受託清算参加者に対し清算委託取引を移管す る場合において、前項の規定により移管が成立 したときは、移管の対象となった移管元清算委 託者及び受託清算参加者の間の清算委託取引は 当然に終了するとともに、当該清算委託取引に 基づく債権債務は、将来に向かって消滅するも のとする。
- 4 移管先清算委託者に対し清算委託取引を移管 する場合において、第2項の規定により移管が 成立したときは、移管の対象となった移管元清 算委託者及び受託清算参加者の間の清算委託取 引は当然に終了するとともに、当該清算委託取 引に基づく債権債務は将来に向かって消滅する ものとする。これと同時に、移管先清算委託者 及び受託清算参加者の間において、当該清算委 託取引と同一内容の新たな法律関係が成立する

ものとする。

- 5 清算委託取引の移管に伴う移管元清算委託 者、移管先清算委託者及び受託清算参加者の間 の債権債務の清算は、これらの者の間において その合意に従って行う。
- 6 受託清算参加者に対し清算委託取引を移管す る場合において、第3項の規定により終了する 清算委託取引に係る清算約定(委託分)は、受 託清算参加者の清算約定(自己分)とみなして 本業務方法書等の規定を適用する。移管先清算 委託者に対し清算委託取引を移管する場合にお いて、第4項後段の規定により移管先清算委託 者及び受託清算参加者の間において成立する法 律関係は、当該移管先清算委託者及び当該受託 清算参加者の間の清算受託契約に基づく個別の 有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清 算委託取引とみなし、同項前段の規定により終 了する清算委託取引に係る清算約定(委託分) は、受託清算参加者が移管先清算委託者の有価 証券等清算取次ぎの委託に基づき、当該移管先 清算委託者の計算により行う清算約定(委託分) とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

(受託清算参加者の清算約定(自己分)の移管の 申込み等)

- |第58条の4 受託清算参加者は、当社との間で| (新設) 成立している清算約定(自己分)の全部又は一 部について、本条及び次条に規定するところに より、移管先清算委託者に対し移管することが できる。
- 2 受託清算参加者は、前項の規定により清算約 定(自己分)を移管する場合には、あらかじめ、 移管先清算委託者に対して当該移管の申込みを し、当該移管先清算委託者の承諾を得るものと する。
- 3 受託清算参加者及び移管先清算委託者は、

項の承諾が行われた場合には、当社に対し、当 社が定める方法により移管の申込みをするもの とする。

4 受託清算参加者及び移管先清算委託者は、前 項の規定による移管の申込みについて、次条第 1項の規定により当社が承諾するまでの間にお いて、当社が定める方法により、移管の申込み を撤回することができる。

(受託清算参加者の清算約定(自己分)の移管の 成立)

第58条の5 当社は、前条第3項の規定により (新設) 行われた移管の申込みを受領した場合におい て、受託清算参加者及び移管先清算委託者が移 管に合意していること並びに当社及び受託清算 参加者の間に清算約定(自己分)が成立してい ることを確認し、移管後の当該受託清算参加者 のポジション保有状況に問題がないと認められ るときは、当該清算約定(自己分)に係る移管 の申込みを承諾することとする。

- 2 清算約定(自己分)の移管は、前項の規定に より移管の申込みを当社が承諾したものについ て、当該承諾の時点で成立するものとする。
- 3 前項の規定により清算約定(自己分)の移管 が成立した場合には、移管先清算委託者及び受 託清算参加者の間において、当該清算約定(自 己分) と同一の経済的効果を有する新たな法律 関係が成立するものとする。
- 4 清算約定(自己分)の移管に伴う受託清算参 加者及び移管先清算委託者の間の債権債務の清 算は、これらの者の間において、その合意に従 って行う。
- 5 第3項の規定により成立する移管先清算委託 者及び受託清算参加者の間の法律関係は、当該 移管先清算委託者及び当該受託清算参加者の間 の清算受託契約に基づく個別の有価証券等清算

取次ぎの委託により成立した清算委託取引とみなし、受託清算参加者及び当社の間の清算約定(自己分)を当該清算委託取引に係る清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成29年6月5日から施行する。

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

	1	
新		旧
	(清算委託取引	の移管の申込み時限等)_
(削る)	第34条 業績	務方法書第47条第2項に規定する当
	社が定める時	寺限は、清算委託取引の移管を行おうと
	する日の前当社営業日の午後7時までとする。	
	2 業務方法書第47条第3項に規定する当社が定	
	める時刻は、	午前9時とする。
(移管の申込みの方法等)		
第43条の3 業務方法書第58条の2第3項及び	(新設)	
第4項並びに第58条の4第3項及び第4項に規	4	
定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示に	<u> </u> 	
より定める方法とする。		
付 則		
この改正規定は、平成29年6月5日から施行す		
る。		
様式第3号 清算受託契約の様式	様式第3号	清算受託契約の様式
CDS清算受託契約書		CDS清算受託契約書
(清算委託取引等の移管を行う場合の適用規定の変	<u> </u>	
更)		
第58条 乙が本清算委託取引を甲又は他の清算委	(新設)	
<u>託者へ移管する場合、乙が他の清算委託者から清算</u>	: - -	
<u>委託取引の移管を受ける場合又は甲が清算約定(甲</u>		
の計算により行うものに限る。)を乙に移管する場	<u>;</u>	
合には、「第4章 委託清算約定のコンプレッショ	-	
ン及びアドホック・コンプレッション」とあるのは、	-	
「第4章 委託清算約定のコンプレッション及び		
アドホック・コンプレッション並びに清算委託取引	1	

等の移管」とする。

- 2 <u>前項の場合には、第26条及び第27条について</u> は、以下のとおり改めて適用する。
 - (甲又は他の清算委託者への本清算委託取引の移 管)
 - 第26条 乙は、業務方法書等の定めに従い、本清算委託取引を甲又は他の清算委託者(以下「移管先清算委託者」という。)に移管(業務方法書等の定めるところにより本清算委託取引を終了させこれに基づく債権債務を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させること、又は業務方法書等の定めるところにより本清算委託取引を終了させこれに基づく債権債務を将来に向かって消滅させると同時に、甲を受託清算参加者とする他の清算委託者及び甲の間に当該本清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させることをいう。以下本条において同じ。)することができる。
 - 2 乙は、本清算委託取引を移管しようとする場合には、あらかじめ甲(移管先清算委託者に本清算委託取引を移管する場合には、当該移管先清算委託者を含む。以下本項において同じ。)との間で、当該移管に伴う甲及び乙の間の債権債務の清算その他必要事項に関し、合意しておかなければならない。

(他の清算委託者からの清算委託取引の移管)

第27条 乙は、業務方法書等の定めに従い、甲を受託清算参加者とする他の清算委託者(以下「移管元清算委託者」という。)から移管元清算委託者と甲との間の法律関係(清算委託取引と同様の法律関係に限る。以下「移管対象清算委託取引」という。)の移管(業務方法書等の定めるところにより移管対象清算委託取引を終了させこれに基づく債権債務を将来に向かって消滅させると同時に、乙及び甲の間に当該移管対象清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させるこ

とをいう。以下本条において同じ。)を受けるこ とができる。

- 2 乙は、移管元清算委託者から移管対象清算委託 取引の移管を受けようとする場合には、あらかじ め甲及び移管元清算委託者との間で、当該移管に 伴う乙、甲及び移管元清算委託者の間の債権債務 の清算その他必要事項に関し、合意しておかなけ ればならない。
- 3 第1項の場合には、第27条の次に以下の一条を 加えて適用する。

(甲からの清算約定の移管)

- 第27条の2 甲は、業務方法書等の定めに従い、 甲とクリアリング機構との間の清算約定(甲の計 算により行うものに限る。) を乙に移管(甲の計 算により行う清算約定と同一の経済効果を有す る新たな法律関係を甲及び乙の間に成立させる ことをいう。以下本条において同じ。) すること ができる。
- 2 甲は、乙に清算約定の移管を行おうとする場合 には、あらかじめ乙との間で、当該移管に伴う乙 及び甲の間の債権債務の清算その他必要事項に 関し、合意しておかなければならない。

(注5)甲及び乙は、乙による本清算委託取引の甲又 (新設) は他の清算委託者への移管、他の清算委託者による 清算委託取引の乙への移管、又は甲による清算約定 (甲の計算により行うものに限る。) の乙への移管 を行わない場合には、本契約から第58条を削除す ることができる。

CDS清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(手数料の種類)

(手数料の種類)

第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定め第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定め る手数料は、清算手数料、コンプレッション手数料、 アドホック・コンプレッション手数料、ポジション ラテラル手数料とする。

る手数料は、清算手数料、コンプレッション手数料、 アドホック・コンプレッション手数料、クレジット 移管手数料、クレジットイベント決済手数料及びコ イベント決済手数料及びコラテラル手数料とする。

(ポジション移管手数料)

第4条の3 ポジション移管手数料は、業務方法書第(新設)

58条の3第2項の規定により移管が成立した清 算委託取引については当該清算委託取引に係る清 算約定(委託分)ごとに、同第58条の5第2項の 規定により移管が成立した清算約定(自己分)につ いては当該清算約定(自己分)ごとに、想定元本1 億円あたり600円とする。

(手数料の支払時期等)

(手数料の支払時期等)

第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料、コ席6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料、コ ンプレッション手数料、アドホック・コンプレ ッション手数料、ポジション移管手数料及びク レジットイベント決済手数料の合計額を、翌月 20日(同日が当社営業日でない場合には、翌 当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相 当額を加算して当社に支払うものとする。

ンプレッション手数料、アドホック・コンプレ ッション手数料及びクレジットイベント決済手 数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業 日でない場合には、翌当社営業日)までに、消 費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支 払うものとする。

2 · 3 (略)

2 · 3 (略)

付 則

この改正規定は、平成29年6月5日から施行す る。